

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
2	租税特別措置等の内容	<p>損害保険会社が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、原子力保険に係る原子力災害損失又は地震保険に係る地震災害損失に備えるために、当期の正味収入保険料を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額を損金算入する。</p> <p>この準備金は、原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該損失の額を取り崩して益金に算入する。</p> <p>※積立限度額： ①原子力保険：当期の正味収入保険料の50% ②地震保険：保険業法の規定により積み立てる責任準備金から地震保険に係る資産の運用益相当額に次に掲げる異常危険準備金累積割合に応じた係数を乗じた金額を控除した金額 ※異常危険準備金累積割合が25%以下の場合：10%、25%超50%以下の場合：20%、50%超75%以下の場合：50%、75%超100%以下の場合：70%、100%超の場合：100%</p> <p>※異常危険準備金累積割合：$\frac{\text{異常危険準備金累積額}}{\text{責任限度額}}$</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・原子力保険 昭和36年度</p> <p>・地震保険 昭和41年度</p>
6	適用期間	恒久
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払い原資（経営の健全性）を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎期決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 （保険業法第116条等）</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の異常危険準備金残高を確保することにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により損害保険会社の経営の健全性を確保し、原子力災害・地震災害においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	原子力保険：24 法人（国内：15 法人、外国 9 法人） 地震保険：13 法人（国内 11 法人、外国 2 法人） （外国損保会社の取扱いは少額なため、税收減額、異常危険準備金に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。）																								
		② 減収額	<p>本措置による税收減額</p> <table border="1" data-bbox="544 786 1444 1088"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">原子力保険</th> <th colspan="2">地震保険</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>▲11 億円 (7 億円)</td> <td>▲2 億円 (1 億円)</td> <td>▲201 億円 (533 億円)</td> <td>▲40 億円 (108 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>▲12 億円 (8 億円)</td> <td>▲2 億円 (1 億円)</td> <td>▲178 億円 (1,430 億円)</td> <td>▲36 億円 (291 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>▲9 億円 (10 億円)</td> <td>▲1 億円 (1 億円)</td> <td>▲151 億円 (74 億円)</td> <td>▲27 億円 (13 億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は益金算入における税收増額</p>	年度	原子力保険		地震保険		国税	地方税	国税	地方税	平成 22 年度	▲11 億円 (7 億円)	▲2 億円 (1 億円)	▲201 億円 (533 億円)	▲40 億円 (108 億円)	平成 23 年度	▲12 億円 (8 億円)	▲2 億円 (1 億円)	▲178 億円 (1,430 億円)	▲36 億円 (291 億円)	平成 24 年度	▲9 億円 (10 億円)	▲1 億円 (1 億円)	▲151 億円 (74 億円)	▲27 億円 (13 億円)
年度	原子力保険		地震保険																								
	国税	地方税	国税	地方税																							
平成 22 年度	▲11 億円 (7 億円)	▲2 億円 (1 億円)	▲201 億円 (533 億円)	▲40 億円 (108 億円)																							
平成 23 年度	▲12 億円 (8 億円)	▲2 億円 (1 億円)	▲178 億円 (1,430 億円)	▲36 億円 (291 億円)																							
平成 24 年度	▲9 億円 (10 億円)	▲1 億円 (1 億円)	▲151 億円 (74 億円)	▲27 億円 (13 億円)																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度）</p> <p>正味支払保険金</p> <table border="1" data-bbox="544 1272 1259 1429"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>2 億円</td> <td>10 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>4 億円</td> <td>6,938 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>4 億円</td> <td>316 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度）</p> <p>原子力保険については、直近で大きな支払実績はないものの（注）、地震保険同様、1 事故についての支払いが巨額となる可能性があるため、他の損害保険の異常危険準備金とは異なった大幅な積立を認めることが必要である。</p> <p>地震保険については、22 年度の異常危険準備金残高が 8,570 億円（含む有税 1,503 億円）となっていたが、東日本大震災に関する取崩等により、24 年度の異常危険準備金残高は 4,074 億円（含む有税 902 億円）となっている。</p> <p>（注）福島第 1 原子力発電所の事故は天災による事故であったことから免責されている。</p> <p>異常危険準備金残高（無税）</p> <table border="1" data-bbox="544 1854 1259 2002"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>446 億円</td> <td>7,067 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>457 億円</td> <td>2,891 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>456 億円</td> <td>3,172 億円</td> </tr> </tbody> </table>		原子力保険	地震保険	平成 22 年度	2 億円	10 億円	平成 23 年度	4 億円	6,938 億円	平成 24 年度	4 億円	316 億円		原子力保険	地震保険	平成 22 年度	446 億円	7,067 億円	平成 23 年度	457 億円	2,891 億円	平成 24 年度	456 億円	3,172 億円
	原子力保険	地震保険																									
平成 22 年度	2 億円	10 億円																									
平成 23 年度	4 億円	6,938 億円																									
平成 24 年度	4 億円	316 億円																									
	原子力保険	地震保険																									
平成 22 年度	446 億円	7,067 億円																									
平成 23 年度	457 億円	2,891 億円																									
平成 24 年度	456 億円	3,172 億円																									

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>原子力保険は、24年度の正味収入保険料が55億円であるが、それだけでは一旦原子力事故が発生した際には、十分な支払いができないことは明らかであり、民間保険会社が同保険の引き受けを行うために、異常危険準備金制度は必須の制度と考えられる。</p> <p>地震保険についても、異常危険準備金を積み立てることにより、平成22年度の東日本大震災等の巨大災害が発生した際にも地震保険金支払が円滑かつ確実に実行されており、準備金積立時における一定的な税収減を上回る大きな効果があった。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年経過した原子力保険の異常危険準備金は益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑かつ確実に家計や一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>原子力保険・地震保険の異常危険準備金の積立額について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立にかかる最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>全国各地で生じる災害に対し、被災地での生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—